

別記

歎願事項 田谷内容

- 一 事務所の工場主保ヲ通シテ命令希望ヲ申出スルニトス (諾)
- 二 工場内の撤去其の他設備の刷新改造スルニトス (諾)
- 三 志和田、古殿西原務課員ハ事務ニ熱心ニシテ事業主側ニ於テ何事欠在ノ認メサルニ休キ現在ノ任トス (否)
- 四 従業員ノ待遇改善
  - (一) 賃銀三割ノ値上ハ会社ノ現場ヨリシテ不可能ナリ (否)
  - (二) 工賃又拂ハ月ニ四回 (諾)
  - (三) 労働賞与ハ従来通り一ヶ月労働ノ場合ニ日分支給ス (否)
  - (四) 食堂ハ設備ノ計画アルニ工場所考慮中ナリ (諾)
  - (五) 更衣室ヲ使便所ハ既ニ設ケ置キテナリ (諾)
  - (六) 退職功労金 解雇手当ハ既ニ五十名ノ積立ヲ使用シ居ル者メ該ニ據リ退職手当至ニ合積金ノ制度ヲ設ケサン 可カラザル者メ目下考査中ニ休キ日実施ニシル見込 (諾)

以上

常務理事

總務部長 秘書 第四七三號

調査部長 昭和十三年四月七日

警視總監 安倍源基

内務大臣 末次信正 殿  
厚生大臣 木戸幸一 殿

日本製靴株式会社 臨時工解雇ニ關スル件

一、是日區千住橋ノ西ニ着地日本製靴株式会社ニリテ本年十二月三十一日迄臨時工六〇名ヲ使用車輿製造中  
二、是日區千住橋ノ西ニ着地日本製靴株式会社ニリテ本年十二月三十一日迄臨時工六〇名ヲ使用車輿製造中  
三、是日區千住橋ノ西ニ着地日本製靴株式会社ニリテ本年十二月三十一日迄臨時工六〇名ヲ使用車輿製造中

要旨

一、被解雇者ノ一詳載ニ合符者遺テ不慮トシテ個人ノ折衝ヲシテ三月三十一日迄解雇  
二、右解雇問題關シテ協和組合共々之因由運動シ  
三、右解雇問題關シテ協和組合共々之因由運動シ

標記會社ハ軍需工場トシテ軍靴製造中本年一月軍需工業動員法ニ依ル管理工場トナリ職工六六一三名(本工五三三名臨時工一〇)

